

福島第一原子力発電所3号機の安全確保に係る取組状況について

平成17年3月4日

東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機(以下「当該機」という。)は、平成16年8月5日に主要変圧器内の可燃性ガス増加傾向に伴い発電を停止し、点検を実施するとともに、引き続き8月9日から平成17年4月上旬までの予定で第20回定期検査(定期事業者検査)を実施している。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおり。

事業者においては、今停止期間中に、原子炉再循環系配管等の応力腐食割れ対策、タービン系配管の肉厚管理に関して従来からの計画的な点検に加え、知見拡充の観点からの追加点検等、トラブル再発防止対策や予防保全的補修工事等の取組みが進められ、また、不適合情報の公開等、情報公開への努力も積み重ねてきている。

県は、これまで、この取組みを発電所の運営管理全体に浸透、定着させていくために、更なる情報公開の徹底や企業システム全体の改善など、風通しがよく透明性の高い発電所運営を行う必要性について指摘してきた。

事業者においては、今後、起動試験を実施する際にも、各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、県のこれまでの指摘を踏まえ、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、一体的な安全・安心対策を一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ね、その実績を結果として示していくことが求められる。

県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心が一体的に確保されるよう、慎重かつ確実に対応していくこととする。